

「妊産婦・乳幼児の災害対策に関する検討業務委託」
業務説明書（仕様書）

1 件名

妊産婦・乳幼児の災害対策に関する検討業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日（日）

3 履行場所

横浜市こども青少年局こども家庭課（横浜市中区本町6-50-10）

4 業務目的

妊産婦及び乳幼児については心身の特性上、被害状況の把握や災害時の避難行動及び避難生活などにおいて、より配慮が必要となります。そのためには、当事者の備えだけでなく、その特性に応じた支援と周りからの十分な理解と配慮が得られることが必要です。本市では様々な取り組みを実施していますが、現状で行われている各区の支援を整理するとともに、関係部局と連携し調査・研究を行い、今後の支援に向けて必要な支援策を検討していきます。

5 業務内容

(1) 年間スケジュールの作成

本業務について遅滞なく確実な実施を図るため、本委託契約内容について、年間スケジュールを作成すること。なお、スケジュールでは進捗管理を行えるよう、作業タスクごとの役割分担（委託者、受託者など）も明示するなどわかりやすくすること。また、委託者側の確認・調整期間なども考慮した余裕を持ったスケジュールとなるよう配慮すること。

(2) 「妊産婦・乳幼児の災害対策」に関する検討・会議の運営

「妊産婦・乳幼児の災害対策」に関する検討を行い、効果的な災害対策の手法を提案すること。また、提案内容には以下を必ず含めること。なお、実施にあたっては、委託者と調整・相談しながら決定すること。

ア 庁内連携会議（7月、10月、1月）を行うこと。必要に応じて外部有識者会議を実施することができる。なお、有識者への謝金は受託者の負担とする。

イ アの会議では会議資料及び議事録の作成を行う他、会議での意見を踏まえた効果的な災害対策の手法を検討、提案すること。

ウ イの提案に関しては横浜市防災計画を十分に認識し、市の現状を踏まえた現実的かつ効果的な提案を行うこと。

エ 本市で実施されている支援の取り組み状況を整理した上で市内各区の調査ヒアリング（3区程度）を実施し、各々の課題の分析を行い、課題解決のための方法を検討、報告すること。なお、ヒアリングは対面又はオンライン等で実施すること。

オ 自助・共助・公助のそれぞれの役割を整理するとともに、各区の実情に応じて取り組める企画内容を提案すること。

カ 提案にあたっては母子保健と児童福祉の専門的知見を入れること。

キ その他、あらゆる手法による企画を提案できるが、効果的な情報集約を念頭においた企画とすること。

(3) 報告書及び概要版の作成

会議内容及び調査結果をまとめた報告書及びその報告書の概要版を作成すること。

(4) 打ち合わせ

打ち合わせの都度、議事概要を作成し、打ち合わせ後5営業日以内に電子データで提出すること。上記の検討のため、業務の進捗確認を含めた事務局との打ち合わせを月1回程度（6月から3月まで）行うこと。打ち合わせはこども青少年局こども家庭課で行う。業務の進捗確認打ち合わせは、両者協議の上、対面もしくはオンライン等の活用により行う。ただし、業務繁忙期においてはこの限りではなく、実施頻度及び形式を委託者と受託者双方で協議の上決定する。

6 成果物及び提出期限

成果物は次のとおりとし、各納品期限までに提出すること。

紙面は1部、電子データは原則Microsoft office のいずれかの形式で作成されたものであり、再加工できるものとする。なお、いずれのデータ形式を選択するかは提案することとし、委託契約締結後双方で確認し、変更できるものとする。

成果物	提出形式	納品期限
(1) 業務スケジュール	電子データ	契約締結後2週間以内
(2) 各回の会議及び打ち合わせの議事概要・議事録	電子データ	打ち合わせ及び会議後5営業日以内
(3) ヒアリング調査実施報告書の作成	紙面及び電子データ	令和6年3月31日（日）までの間で適宜指示する
(4) 報告書（現状把握及び課題分析）の作成（上限A4用紙100枚程度）	紙面及び電子データ	令和6年3月31日（日）までの間で適宜指示する
(5) 概要版の作成（A4用紙8枚）	紙面及び電子データ	令和6年3月31日（日）までの間で適宜指示する
(6) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの	紙面及び電子データ	随時

7 その他

(1) 受託者の体制については、契約締結後速やかに提示すること。

ただし、プロジェクト管理者（プロジェクト全体を統括するとともに、全てにおいて責任を持つ者）については、基本的に委託期間中は同一人物が継続した対応を行うこととする。また、業務要件整理ができる人材や品質管理体制等にも配慮した体制で臨むこととする。なお、病気等、不測の事態により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する人員を配置すること。

(2) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。

(3) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として横浜市に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、横浜市の承諾を必要とする。

(4) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。また、業務の遂行にあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症の発生状況など、社会状況の変化などへの対応も想定して提案すること。

(6) 受託者はこの仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じた場合は、横浜市契約規則、委託契約約款に定めるほか、委託者と協議のうえ実施すること。